

地方創生第 2 ラウンドへの提言

全国知事会

平成 3 0 年 7 月

人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたり活力ある日本社会を維持することを目的として、平成 2 6 年にまち・ひと・しごと創生法が成立してから 4 年が経過しようとしている。

これまで、全ての地方公共団体が 5 か年の総合戦略を策定し、国と車の両輪となって施策全般にわたり地方創生の取組みを進めてきた。

こうした中、地方における訪日外国人延べ宿泊者数は平成 2 9 年には 5, 0 0 0 万人を超え、農林水産物の輸出額についても平成 2 5 年時点と比べて約 2, 6 0 0 億円増を記録している。さらに、完全失業率は全都道府県で低下し、有効求人倍率は史上初めて全ての都道府県で 1 を超えるなど、雇用・所得環境の改善が続いている。

他方で、合計特殊出生率はほぼ横ばいにとどまっており、平成 2 9 年の出生数は過去最低の 9 4 万人を記録し、人口減少及び少子高齢化は一段と進行している。

さらに、東京圏への転入超過は 2 2 年連続し、転出入の均衡はおろか、このところ逆に悪化してきている。(平成 2 5 年：1 0 万人→平成 2 9 年：1 2 万人)

この結果、地方においては、質・量の両面で人材の確保がかなわず、あらゆる分野で深刻な担い手不足が生じ、今後の成長の足かせとなっている。

また、地域別に見ると、人口規模の小さい市町村ほど減少の進行が速まる傾向にあり、地方の中でも人口の地域間格差が拡大している。

こうした中、平成 3 0 年 7 月豪雨災害が発生した。今回のように数十年に一度といわれる大災害が毎年のように発生し、地方創生の基盤が脅かされている。

以上の状況を踏まえ、地方創生は、第 2 ラウンドとして、次の 5 か年に向けた戦略を早急に構築しなければならない。

このように国が一貫して取組みを進めることで国民が安心し、その安心感が子どもを産み、育てることにつながる。

このため、政府においては、地方への人の流れの創出等による地方・東京圏の転出入の均衡をはじめとする地方創生の実現に向け、新たな5年間のまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するとともに、以下の7点について、別紙のとおり総合的かつきめ細かな施策を早急に実施するよう強く求める。その際、地方が特色ある取組みを進められるように、国家戦略特区をはじめ規制緩和を積極的に進めることも重要である。

1. 移住定住・U I J ターンの促進をはじめとする地方への人の流れの創出
2. 外国人・女性・高齢者の就業支援等による地方で活躍する人材の育成・確保
3. 若い世代が安心して子どもを産み育てられる環境整備
4. 地域経済を支える産業の稼ぐ力の維持・向上
5. 地方創生を支える強靱な国土づくり
6. 人口減少社会における地方行政体制の検討
7. 地方創生関連予算の十分な確保及び地方創生推進交付金等の自由度向上

速やかに実行すべき地方創生推進施策

1. 移住定住・U I Jターンの促進をはじめとする地方への人の流れの創出

(移住定住・U I Jターンの促進)

- ・ 東京圏の若者が地方で就業又は起業する際の移住経費等の直接給付の創設
- ・ U I Jターン希望者が各都道府県の企業等の情報を一括して入手できるようにするための全国規模のマッチングを支援する仕組みの構築
- ・ 地域の生活を支える民間事業への若手人材の派遣を行う法人の認定及び支援制度の創設
- ・ 中山間地域における、二地域居住の推進のための住宅の整備等に対する財政支援

(地域の中核となる産業の振興)

- ・ 「地方拠点強化税制」について、これまでの実績や効果なども踏まえ、より実効性のある制度となるよう、更なる拡充の検討
- ・ 集中移転期間を設定した上での、東京圏から地方に本社を移転した企業に対する国による移転促進交付金（仮称）制度の創設（注：神奈川県は、東京圏を東京23区に限るべきとの意見を表明した。）

(地方大学の振興)

- ・ 地方大学・産業創生法の速やかかつ円滑な執行と、産学官連携による優れた取組みを重点的に支援することとした「地方大学・地域産業創生交付金」の速やかな執行及び来年度の拡充（注：東京都は、東京23区内の大学の定員増の抑制を見直すべきとの意見を表明した。）
- ・ 地方の国立大学の運営費交付金や公立大学における地方交付税措置、私立大学等経常費補助金の充実
- ・ 特色ある地方大学づくりとしては、大学間の再編・統合ありきではなく、地域で活躍する人材の育成の拠点、地域の知的基盤として、多様で質の高い高等教育機会を確保

(政府関係機関の移転)

- ・ 国が主体となった「政府関係機関移転基本方針」の早急かつ円滑な完全実現及び国が責任を持った移転に要する費用負担
- ・ 地方移転を促進するための数値目標を設定してその実現に向けての取組みを行うなど、今後も首都機能分散の一環としての国家戦略の実施

2. 外国人・女性・高齢者の就業支援等による地方で活躍する人材の育成・確保

(外国人の活躍支援)

- ・ 人手不足が懸念される業種（製造業、建設業、卸売・小売、サービス、農林水産業、介護等）を広く対象とした、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材の就労を目的とした新たな在留資格の創設
- ・ 首都圏の大学等で学ぶ外国人留学生に対する地方企業の情報提供やマッチング支援、地方企業の外国人インターンシップ受入支援など、外国人活用に向けた地方の取組みに対する財政支援
- ・ 外国人留学生が就労する際の在留資格の変更について、中小企業についても、大企業と同じ提出資料とするなど手続きを簡素化
- ・ 在留外国人の生活環境整備のための省庁横断的な多文化共生に関する対応方針の策定
- ・ 日本語教室の設置・運営や医療通訳者の育成・配置等、地域への受け入れ環境整備に対する財政支援の拡充

(女性・高齢者等の活躍支援)

- ・ 女性や高齢者、外国人留学生の地方の中小企業等への就業や起業を促進する直接給付の創設
- ・ 地域の実情に応じた女性の活躍の推進に取り組むための「地域女性活躍推進交付金」や仕事と家庭の両立を積極的に行う企業を支援する「両立支援等助成金」の継続的な実施や補助率等の引き上げ、柔軟な運用等の実現
- ・ 「生涯現役促進地域連携事業」の拡充による、多様な主体の参画による、高齢者の就労の促進

3. 若い世代が安心して子どもを産み育てられる環境整備

- ・ 幼児教育・保育の無償化について、地方公共団体に新たな実質的負担が生じないように、国の責任における着実な推進

- ・ 保育料等の無償化に伴う保育所等の教育・保育給付費の増加分について、その負担を地方に求めないこと
- ・ 放課後児童クラブの利用料や病児・病後児保育利用料について、国の制度として利用料無償化等を実施し、子育て世帯の経済的負担の更なる軽減
- ・ 潜在保育士の就職・再就職支援のための離職時登録制度の法制化や保育士等の処遇の更なる改善
- ・ 真に支援が必要な子供たちに対する高等教育の無償化について、地方公共団体との十分な協議や国による財源の確保

4. 地域経済を支える産業の稼ぐ力の維持・向上

(事業承継の促進)

- ・ 地域おこし協力隊など、地域にゆかりのある人材と後継者がいない企業とを効果的にマッチングする仕組みの構築と、事業承継した移住者の経営準備等に要する経費への財政支援の実施
- ・ 個人事業者の事業承継について、事業用資産に関する相続税及び贈与税の負担軽減措置の実施
- ・ 中小企業の個人事業者が移住者など第三者に対して事業用資産を譲渡・賃貸する際の税負担軽減措置の実施

(海外需要の積極的な取込み)

- ・ 国際観光旅客税については、日本版DMO等の取組みも含め自由度が高く創意工夫を活かした取組みに活用できる交付金として一定割合を地方に配分するなど、地方の観光振興施策の財源に充当できる仕組みの検討
- ・ 地域の観光産業を支える専門人材の育成・確保への財政支援
- ・ 2020年度までとなっている訪日誘客支援空港の支援策の延長及び拡充

(地方における生産性革命の実現)

- ・ 農林水産業の生産現場におけるIoT等の先端技術の導入支援及び先端技術を活用し高い収益を生み出す担い手の育成・確保への支援の充実
- ・ 建設業における生産性、賃金水準、安全性の向上等に資する「i-Construction」について、地方の建設現場への普及・定着を促進するための財政支援の充実
- ・ 介護ロボット導入支援事業の更なる拡充

- ・ 生産性革命の進展に伴う人材の最適配置に必要となる、資格・技能の取得やリカレント教育への支援及び転職促進のためのマッチングシステムの構築
- ・ 第4次産業革命の環境変化に伴い、地方の中小企業が、経営の合理化や業種転換等を行う際の設備投資等に対する支援

5. 地方創生を支える強靱な国土づくり

（「地方創生回廊」の早期実現）

- ・ 地方創生に不可欠な基盤として、高速道路、リニア中央新幹線、整備新幹線等の整備促進、地方空港の機能強化に加えて、新幹線の基本計画路線から整備計画路線への早期格上げを図ることにより、国土のミッシングリンクを早期に解消し、地方と地方をつなぎ、それぞれの地域の特色のある発展を支える「地方創生回廊」の早期実現
- ・ 「地方創生回廊」の早期実現に必要な予算総額の確保と、地方負担に対する財政措置

（災害予防・事前復興に資する国土強靱化の推進）

- ・ 水害等の頻発化・激甚化や南海トラフ地震や首都直下地震の発生等の備えとして、地方創生を支える道路・河川・砂防・港湾・下水道等、社会資本の防災・減災対策や老朽化対策、広域交通ネットワークのリダンダンシーの確保
- ・ 特に、数十年に一度と言われるような大水害が毎年のように発生していることに鑑み、災害予防や事前復興に関する「特別枠」を設けるなど、治水対策や土砂災害対策予算の抜本的強化
- ・ 「大雨特別警報」発表時における避難等に関する発令など防災情報提供のあり方の総合的な見直し
- ・ ハザードマップ整備と周知、水位計や監視カメラの設置等ソフト対策の強化に向けた技術開発の推進、財政支援の拡充

6. 人口減少社会における地方行政体制の検討

- ・ 人口減少・少子高齢社会においても地方公共団体が、安定して、持続可能な形で、住民サービスを提供し続けるために求められる地方公共団体の連携や広域化など地方行政体制のあり方の検討の実施
- ・ 著しい人口減少により維持が困難となっている集落に対する多様な支援の推進

7. 地方創生関連予算の十分な確保及び地方創生推進交付金等の自由度向上

(安定的な地方創生関連予算の確保)

- ・ これまでの地方創生の取組みの成果を踏まえ、第2ラウンドに向けた地方創生推進交付金の拡充
- ・ 地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充

(地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の活用促進)

- ・ 企業版ふるさと納税については、モラルハザードに陥ることなく活用促進を図るため、充当可能事業、地域再生計画の申請条件、寄付の受領時期等の弾力的な運用や制度のあり方について検討

(地方創生推進交付金の運用改善)

- ・ インターンシップ参加学生の旅費・宿泊費、地方創生の実現に資する個別企業への給付等についても対象経費とするとともに、交付金額の上限の目安の撤廃や、既に採択されている交付金事業の延長についても申請を認めるなど採択要件を見直すなど、より一層の自由度の向上
- ・ 不採択理由を具体的に示すなど採択基準の明確化
- ・ 間接補助事業について、年度末まで事業期間を確保することが可能となるよう事業者への支払い時期を見直すなどの運用の改善

(地方創生拠点整備交付金の運用改善)

- ・ 対象分野を限定せず、地方創生に資するもの全般を対象とするとともに、既存施設への新規設備の導入等も交付対象とすることや基金事業の対象範囲の拡大などの見直しをした上での今年度の予算措置